

第 10 回

出雲市・斐川町 合併協議会

日時：平成 23 年 8 月 24 日（水）午後 4 時 30 分から
会場：出雲市今市町 ラピタ ウエディングパレス

会議資料



第 10 回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成 23 年 8 月 24 日（水）午後 4 時 30 分～

会場：ラピタウエディングパレス 天雅の間

開 会

- 1 会長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名について
- 3 議 事

○ 報告事項

報告第 14 号 出雲市・斐川町合併協議会の廃止について …p5

報告第 15 号 出雲市・斐川町合併関連行事について …p9

- 4 その他

閉 会

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ 長岡 秀人 ながおか ひでと	○ 勝部 勝明 かつべ かつあき
議 長	宮本 享 みやもと とおる	多々納 弘 た た の ひろし
議 員	寺田 昌弘 てらだ まさひろ	井上 恵夫 いのうえ しげお
	福代 秀洋 ふくしろ ひでひろ	坪田 揚子 つぼた ようこ
学識経験者	萬代 宣雄 ばんだい のぶ お	周藤 昌夫 すとう まさお
	江田 小鷹 えだ こたか	岡 正明 おか まさあき
	武田 睦弘 たけだ むつひろ	須田 日出男 すだ ひでお
	松浦 剛司 まつうら つよし	昌子 好見 しょうじ よしみ
	渡部 美知子 わたなべ みちこ	下手 泰子 しもで やすこ

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	勝部 一郎 かつべ いちろう	小村 克利 おむら かつとし

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目 俊策	副 市 長
	河内 幸男	副 市 長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 高田 茂明	副 町 長
	持田 幹男	参 事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町 教育長名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	中 尾 一 彦	教 育 長
斐 川 町	青 木 充 之	教 育 長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	浅津 彰敏	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	建部 敏紀	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

第10回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会選出委員	学識経験委員
市 町 名	斐 川 町	出 雲 市
氏 名		

報告第 14 号

出雲市・斐川町合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 2 3 年 8 月 2 4 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会の廃止について

出雲市・斐川町合併協議会の廃止について、別紙のとおり報告する。

出雲市・斐川町合併協議会の廃止について

平成23年10月1日の出雲市と斐川町の合併により、9月30日をもって出雲市・斐川町合併協議会を廃止します。

【協議会廃止の手続き】

6月30日	斐川町議会において合併協議会廃止議案を議決
7月 4日	出雲市議会において合併協議会廃止議案を議決
12日	出雲市・斐川町合併協議会の廃止に関する協議書（次葉）締結
〃	両市町で合併協議会廃止の告示
28日	島根県知事に出雲市・斐川町合併協議会廃止の届出
9月30日	出雲市・斐川町合併協議会の廃止

※協議会廃止の根拠法令

地方自治法（昭和22法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りではない。

4～6 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

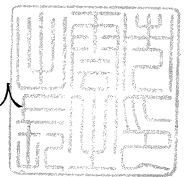
出雲市・斐川町合併協議会の廃止に関する協議書

出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の廃止について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び
第252条の6の規定により、次のとおり定めるものとする。

- 1 協議会の収支は廃止の日をもって打ち切り、出雲市長がこれを決算し、出雲市の監査委員の監査に付すものとする。
- 2 協議会に属する財産及び事務については、合併後の出雲市に引き継ぐものとする。

平成23年（2011）7月12日

出雲市長 長 岡 秀 人



斐川町長 勝 部 勝 明



報告第 15 号

出雲市・斐川町合併関連行事について、次のとおり報告する。

平成 2 3 年 8 月 2 4 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併関連行事について

出雲市・斐川町合併関連行事について、別紙のとおり報告する。

出雲市・斐川町合併関連行事について（案）

斐川町閉町式典

1. 日 時 平成 23 年 9 月 17 日（土）10:00～11:30（予定）
2. 会 場 斐川町中央公民館 大ホール
3. 主 催 斐川町

斐川町役場閉庁式

1. 日 時 平成 23 年 9 月 30 日（金）17:00～（予定）
2. 会 場 斐川町役場正面玄関前
3. 主 催 斐川町

出雲市・斐川町合併記念式典

1. 日 時 平成 23 年 10 月 1 日（土）10:00～12:00（予定）
2. 会 場 出雲市民会館 大ホール
3. 主 催 出雲市
4. 出席者 600 名程度 ※一般参加可
5. 式典次第
 - （1）開式
 - （2）国歌斉唱
 - （3）市長式辞
 - （4）市議会議長あいさつ
 - （5）市町村合併功労者総務大臣表彰
 - （6）市町村合併功労者市長特別感謝状贈呈
 - （7）市町村合併功労者県知事感謝状贈呈
 - （8）受賞者代表謝辞
 - （9）来賓祝辞
 - （10）来賓紹介
 - （11）記念アトラクション
 - （12）閉式
6. 合併記念祝賀会
 - （1）時 間 12:30～13:30（予定）
 - （2）会 場 ニューウェルシティ出雲
 - （3）出席者 130 名程度

出雲市役所斐川支所開庁式

1. 日 時 平成 23 年 10 月 3 日（月）8:15～8:30（予定）
2. 会 場 出雲市役所斐川支所正面玄関前
3. 主 催 出雲市